

女性も男性も **仕事も生活も** 大切にできる社会へ

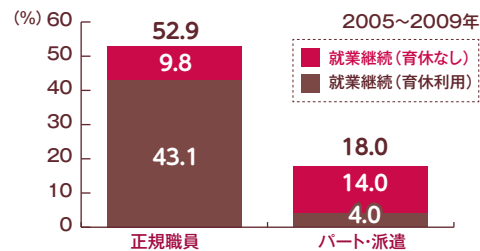
育児・介護
休業法の
改正を

安心して妊娠出産したい・子どもを健やかに育てたい

仕事を辞めずに家族に必要な介護をうけさせたい

女性労働者の6割が第一子の妊娠・出産を契機に離職を余儀なくされ、介護のために仕事をやめる労働者は10万人におよんでいます。仕事も生活も大切にしながら働き続けられる環境が切実に求められています。男女、正規・非正規を問わず、すべての労働者が自分のライフスタイルを充実させ、仕事の上でも活躍できる施策を求めます。

正規職員は育児休業による継続就業が進んでいるものの、パート・派遣は低水準にある



資料出所:国立社会保険・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査(夫婦調査)」(2010年)

「職場に家庭を持ちこむなと言わないで」「人手不足で休めない!」

一人一人の労働者は、誰かの子どもであり、誰かの父親、母親です。また夫、妻です。「家族を大切にしたい」この当たり前なのが職場では通用しない、そんな社会であってはなりません。

全労連女性部2015年妊娠・出産・育児に関わる実態調査自由記載欄から

派遣で働いている。以前、妊娠を告げると、契約を打ち切られた。第2子を出産したが、育児休業を取りたいと怖くて言えない。



現在妊娠中だが、妊娠2カ月で職場や上司に知らせた際、上司から周りは産休に近づくといいよと言われた。つわりのひどい妊娠初期に周りの助けを得られないのはつらい。上司いわく、まあ産休で人が減ると周りも不安に思うことを配慮してのことらしいが、私としては妊娠者がいる時点で要員を確保して、いつでも休める状態にしてほしい。

妊娠中の業務軽減や育児のための短時間勤務制度は、代替要員もつかないため、職場の他の人の負担になってしまい取れません。就学前の夜勤免除に条件があるためとれない。就労女性の4人に1人が看護師。看護師の育児をしやすくしないと、社会も破たんする。



介護施設で働いているが、賃金が低すぎて生活できない。子どもを持ちたいが、重労働なので仕事を続けられるかどうか心配。

母が骨折し妹と同居。家に介護スペースなくリビングの布団を敷いている。特養入所希望したが、要介護3以上でないと申し込みもできない。納得できない。(介護110番に寄せられた相談から)



母が認知症で徘徊し骨折。退院後自宅で介護。自身の出張中は妻が介護。疲れて離婚話も。特養は3カ月~1年待ち。

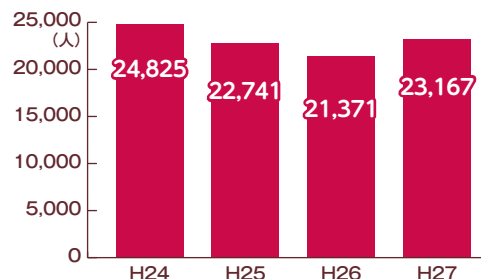
育児介護休業法改正と

社会保障施策の拡充は、車の両輪

育児も介護も一人一人が抱え込めるものではありません。仕事も生活も両方大切にしながら働きつづけるためには社会的なサポートが求められています。「育児休業はとれたけれども保育所に入れず復職できない」「特別養護老人ホームの入所を待っている途中で、介護休業が終わってしまった」こんなことにならないためにも、社会保障制度の拡充を求めます。

保育所待機児童2万人 特別養護老人ホーム入所待ち52万人

保育所待機児童数の推移



参考資料:待機児童の状況及び待機児童解消加速化プランの状況について(平成27年9月29日公表)

育児・介護休業法の改正、 仕事と生活の両立支援のための 基盤整備を求める要請

現在の日本において、急速にすすむ少子高齢化は重要な社会問題となっています。育児・介護など家族的責任をもつ労働者が、男女ともに仕事と生活を両立させながら働き続けられるための制度の拡充は喫緊の課題です。

安倍政権は一億総活躍社会として、新3本の矢「夢を紡ぐ子育て」、「介護離職ゼロ」などを打ち出しています。しかし、そのための基盤整備はまったく不十分です。

今日、働く女性の6割近くが妊娠・出産を機に離職を余儀なくされています。また、家族の介護・看護のために離転職する労働者は、この5年間で40万人を超えています。取得しやすく、実効ある育児・介護休業制度への改正を求めます。さらに、働く女性の6割を占める非正規雇用労働者も取得できる制度への改正を求めます。また、人員が削減され、長時間労働が強いられるもとで、マタニティハラスメントが横行している現状をふまえ、職場環境の改善とともに、代替要員の確保、さらには男女ともに労働時間の上限規制を求めます。

あわせて、ILO156号条約にあるように、家族的責任をもつ労働者が働き続けるためには「保育及び家族に関するサービス及び施設等の地域社会のサービスを発展させ又は促進すること」が必要です。子どもを安心して生み育てることができる社会環境の整備、安心して介護を受けられる社会保障の拡充を、私たちは求めます。

以上の趣旨から、下記事項の実現を強く要請いたします。

要請項目

1. 育児・介護休業法を男女ともに取得しやすく、実効あるものとするために、以下の点を改正すること。

- ①育児・介護休業中の所得保障、代替確保について、改善すること。
- ②介護休業の取得期間を延長すること。1日単位・時間単位などで積算して取得できる制度とすること。
- ③子どもの看護休暇の対象を拡大し、日数を拡大すること。また、時間単位で取得できるようにすること。
- ④有期雇用労働者の育児・介護休業の取得要件を緩和すること。「休業取得後継続雇用の見込みがあるもの」という制限を削除すること。
- ⑤子どもの看護休暇、短時間勤務制度、時間外・休日・深夜労働免除措置の対象となる子の年齢は早急に小学校低学年まで引き上げること。
- ⑥「不利益取り扱い禁止」規定については、罰則を設けるなど、実効あるものとする。

2. 公的保育所の増設、介護施設の増設、介護保険制度の拡充、保育士・介護職員の待遇改善など、仕事と生活の両立支援のための基盤整備を行うこと。

お名前	ご住所

※上記個人情報 は国会への請願以外には使用しません。